

町営住宅を退去される方へ

あなたは、町営住宅を退去されますが、次のことを確認して実施してください。

1 住宅について

- (1) 住宅はきれいに清掃してください。あまりにも汚れがひどい場合には清掃料金をいただく場合があります。
- (2) たたみ、ふすま、障子、ガラス、壁などあなたが汚したり、いためたりしたところは、必ず補修してください。
- (3) 水洗トイレのタンクは、不凍栓で水抜きし、タンクを空にしてください。
(便所、マンホールは必ずくみ取り清掃を行ってください。)
- (4) 水道の閉栓は、全部の蛇口を開けて水を落としてください。
(別途、水道の閉栓届を必ず提出してください。)
- (5) 物置、車庫等あなたが建てたものは、必ず撤去してください。

2 届け出について

- (1) 北電(64-5303)・NTTへ退去することを連絡してください。
(電気のブレーカーは必ず落としてください。)
- (2) プロパンガスは、契約商店へ連絡し、精算及び撤去をお願いしてください。
灯油は、タンクに残った残油も抜いてもらうよう商店に連絡してください。
また、灯油タンクを個人で設置されている場合、又は、商店から借りている場合には、退去時に撤去してください。
- (3) 役場町民課窓口係(又は屈足支所)と郵便局へは、必ず住所の異動届を出してください。
- (4) 町内会長さんに退去することを伝えてください。

3 その他重要事項

- (1) カギ(住宅及び物置)は、入居する際にお渡しした数をそろえて返してください。
- (2) 住宅料に未払いがある場合は、支払いを済ませてください。
- (3) 敷金が返金になる場合、また、退居月の日割り計算により家賃の一部が返金となる場合には、**退居した月の翌月の28日**に支払手続を行います。

その他不明な点があれば下記までおたずねください。

081-8501
新得町役場 施設課 町営住宅係
電話0156(64)0529 内線174